令和8年(2026年)
11/15
No.2029
せたがや
SETAGAYA

犯罪の被害にあわれた方とご家族を支援します

1

まさか自分が被害者になるなんて…

犯罪の被害者になるとは思わなかった家族。これからどうしたらよいのか途方に暮れてしまいます。



2

どこに相談したらよいのだろう?

仕事にはいつ復帰できるのか、犯人が捕まっていない状況でこの家は安全なのか、弁護士に相談した方がよいのか…心配は尽きません。



3

区に相談窓口がありま す!



相談窓口があると知り、とりあえず電話で相談してみることに。相談員が寄り添ってくれるので、気持ちと状況の整理ができました。

4

抱え込まず相談してよかった

話を聞いてもらうことで安心でき、適切な窓口へつながることで、日常生活を取り戻すための費用支援なども受けることができました。



世田谷区犯罪被害者等相談窓口

☎03-6304-3766　FAX03-6304-3710

月～金曜　午前8時30分～午後5時（祝・休日、年末年始を除く）

支援内容について詳しくは2面へ

区のおしらせ
せたがや

毎月1日・15日
25日（地域版）発行
※1月15日の発行はありません。

発行　世田谷区
編集　広報広聴課

区役所
〒154-8504
世田谷区世田谷4-21-27
☎5432-1111（代）
FAX5432-3001（広報広聴課）

最新の情報は区のホームページでご確認ください

column

犯罪の被害にあった方たちへの支援にご理解を

犯罪被害は、ある日突然、誰にでも起こり得ます。金品や財産を奪われるだけでなく、大切な家族の命や平穏な生活が失われるなど、それまでの日常生活が大きく損なわれることがあります。

区では、「犯罪被害者等支援条例」を昨年4月に施行しました。犯罪被害を受けた方が地域で生活を再建していく際に、警察や民間支援団体と連携しながら、身近な自治体として利用可能な制度の案内など、きめ細かな支援を行っています。また、一定の要件のもとで、給付金の支給をはじめ、転居費用、家事・介護・育児支援、カウンセリング費用などの助成を実施しています。

犯罪被害にあわれた方やご家族の皆様で、お困りのことや不安なことがありましたら、ひとりで抱え込まず、ぜひ区の犯罪被害者等相談窓口へご相談ください。

さらに区では、「犯罪被害者等支援等基金」を創設し、昨年度は900万円ものご寄附をお寄せいただきました。

今後も、犯罪被害にあわれた方々が孤立することなく、安心して生活再建に取り組める地域社会の実現を目指します。



世田谷区長
保坂 展人（のぶと）

中のページも見てね
主な内容　財務諸表で見る区の財政状況…P3 ｜ 区役所新庁舎第2期工事完了に伴い二子玉川分庁舎の全部署が順次移転します…P8